

虐待防止ミニテスト

問1. 高齢者虐待防止法に書かれている虐待の類型を、思いつく限り挙げてください。

身体的虐待 心理的虐待 性的虐待 不作為による虐待（ネグレクト） 経済的虐待

問2. 下記文章につき、正しければ○を、間違っていれば×、どちらともいえなければ△を付けて下さい。

(1) 虐待をした職員は、虐待罪により逮捕・処罰される。×「虐待罪」は存在しない

(2) 一回の不適切な行為でも、虐待と認定される可能性がある。○

(3) 認知症の利用者が相手であれば心理的虐待が成立することは無い。

×相手が認知症か否かは無関係

(4) 実習生や派遣職員も、施設で虐待を発見した場合行政に通報する義務を負う。○

(5) 施設には、虐待発生時に役所に所定の虐待報告書を提出する義務がある。

×事故報告書のように報告書を提出する義務は一般にない

(6) 虐待容疑で逮捕・起訴された職員は、施設として懲戒処分しなければならない。

×常に懲戒処分すべきとは限らない（無罪となる可能性もある）

(7) 違法な身体拘束は、身体的虐待に当たる。○ 条文には明記されていないが、虐待と解釈するというのが厚労省の見解である

(8) 4点柵のベッドは身体拘束だが、3点柵であれば身体拘束ではない。

×一辺が壁であれば、実質四点柵であり身体拘束となる。

(9) 全身まひで動けない利用者を、車椅子から落ちないように安全ベルトで固定することは、身体拘束には該当しない。

△(身体拘束の定義が問題となるが、「特定の利用者の行動の一部又は全部を直接的に制限する行為」とした場合、行動を制限しているわけではないので該当しないと考えられる。ただし定義が法定されていないため絶対の正解は無い。)

(10) 身体拘束をする際は、常に事前に利用者の家族に報告し同意を得なければならない。×家族の同意は要件ではない（事後にも報告することが望ましいとは言える）

問3. 身体拘束が例外的に許容されるための三要件を書いてください。

切迫性 非代替性 一時性

問4. なぜ安易な身体拘束や虐待をしてはいけないのでしょうか。自分の考えを記載してください。

高齢者の人権を侵害する行為だから

高齢者の尊厳を踏みにじる行為であり、人として許されないことだから

※ 尊厳＝すべての個人が、等しく互いを人間として尊重する法原理

以上、お疲れ様でした。